

大分県手話言語条例(仮称)案の概要

目的

手話の普及等について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本的な事項を定める。
もって全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与。

基本理念

- (1) 手話の普及等は、手話が独自の言語であって、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤として必要不可欠であるとともに、ろう者が健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行う。
- (2) 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し、歩み寄りながら共生することを基本として行う。

責務・役割

3 県の責務

- (1) 手話の普及等に関する総合的な施策を実施する。
- (2) 市町村その他の関係機関と連携を図るとともに、ろう者、手話通訳者等の協力を得るよう努める。

4 県民の役割

- (1) 手話に対する理解を深めるよう努める。
- (2) 手話に関する知識及び技術に応じて手話の普及に努める。

5 事業者の役割

ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的な配慮を行うよう努める。

県の施策等

6 施策の策定及び実施

県は、都道府県障害者計画において、手話の普及等に関し必要な施策を定め実施する。

7 手話を習得する機会の確保

県は、手話を必要とする人が手話を習得する機会を確保するよう努める。

8 手話を学ぶ機会の確保

県は、県民が手話を学ぶ機会の確保を図る。

9 手話を用いた情報発信等

- (1) 県は、手話を用いた情報発信に努める。
- (2) 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により情報取得や意思疎通ができるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

10 手話通訳者等の養成等

県は、手話通訳者等の養成及び確保並びにその技術の向上を図る。

11 手話通訳者の派遣体制の整備等

県は、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられる体制整備を図る。

12 学校等における取組

- (1) 聴覚障がい児が通学等をしている学校等の設置者は、教職員が手話に関する知識及び技術を身に付けるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 聴覚障がい児が通学等をしている学校等の設置者は、聴覚障がい児及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育等に関する相談及び支援に努める。
- (3) 聴覚障がい児に対して教育を行う特別支援学校の設置者は、手話に通じた教職員の育成に努める。
- (4) 県は、児童・生徒が手話に対する理解を深めるため、必要な措置を講ずるよう努める。

13 事業者への支援

県は、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

14 手話に関する調査研究

県は、ろう者等が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力する。

15 手話の普及等に当たっての配慮

- (1) 県は、聴覚に障がいのある手話以外の意思疎通手段を使用する者に十分に配慮する。
- (2) 県は、外国人のろう者に配慮するよう努める。

16 財政上の措置

県は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。